

# 宮崎県条例第十四号

## 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例

### 目次

第一章	総則（第一条―第八条）
第二章	自然環境の保護と創出に関する基本方針及び宮崎県自然環境保全審議会 （第九条―第十五条）
第三章	自然環境の保護と創出のための施策（第十六条―第二十一条）
第四章	自然環境保全地域（第二十二条―第二十八条の三）
第五章	緑地環境保全地域及び緑地保全樹木（第二十九条―第三十四条）
第六章	大規模開発行為等（第三十五条―第三十七条）
第七章	雑則（第三十八条―第四十三条）
第八章	罰則（第四十四条―第四十八条）
附則	

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、他の法令と相まって、自然環境の保護と創出を推進することにより、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （県等の責務）

第二条 県、事業者及び県民は、宮崎県環境基本条例（平成八年宮崎県条例第八号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の保護と創出の推進が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

#### （県と市町村との協力）

第三条 県及び市町村は、自然環境の保護と創出の推進が図られるよう、相互に連携し、及び協力するものとする。

第四条から第六条まで 削除

#### （基礎調査の実施）

第七条 知事は、おおむね五年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自

然環境の保護と創出のための施策に必要な基礎調査を行うよう努めなければならない。

## 第八条 削除

### 第二章 自然環境の保護と創出に関する基本方針及び宮崎県自然環境保全審議会

#### (基本方針)

第九条 知事は、自然環境の保護と創出に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自然環境の保護と創出に関する基本構想
  - 二 自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の指定その他これらの地域に係る自然環境の保護と創出に関する基本的な事項
  - 三 公共施設における緑地の確保等に関する基本的な事項
  - 四 その他自然環境の保護と創出に関する重要事項
- 3 知事は、基本方針を定める場合には、あらかじめ、宮崎県自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

#### (宮崎県自然環境保全審議会)

第九条の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条第一項の規定により県に置かれる合議制の機関は、宮崎県自然環境保全審議会（以下この章において「審議会」という。）とする。

#### (組織等)

第十条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 審議会の委員及び臨時委員は、自然環境の保護と創出に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命し、又は委嘱する。

4 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会の委員は、再任されることができる。

6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第十一条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第十二条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第十三条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じ、会長にはかつて招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第十四条 審議会の庶務は、環境森林部において処理する。

(委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

第三章 自然環境の保護と創出のための施策

(公共施設における緑地の確保)

第十六条 県は、その設置し、又は管理する港湾、公園、集団公営住宅、学校、庁舎等の施設（以下「公共施設」という。）における緑地を確保するため、規則で定める緑地の基準に基づき、植樹等を行うものとする。

2 国の機関及び公共的団体は、その設置し、又は管理する公共施設における緑地を確保するため、前項の緑地の基準に準じて、植樹等を行うよう努めなければならない。

（事業場における緑地の確保）

第十七条 公共施設又はこれに隣接する地域で緑地を確保する必要があると認められる地域のうち規則で定める地区に規則で定める面積以上の敷地を有する事業場の所有者又は管理者は、その設置し、又は管理する事業場における緑地を確保するため、規則で定める緑地の基準に基づき、植樹等を行わなければならない。

2 前項に規定する地区以外の地区に敷地を有する事業場の所有者又は管理者は、その設置し、又は管理する事業場における緑地を確保するため、前項の緑地の基準に準じて、植樹等を行うよう努めなければならない。

3 知事は、第一項に規定する事業場における緑地の基準が当該事業場について定められている緑地の基準に達していない場合には、当該事業場の所有者又は管理者に対して、必要な勧告をすることができる。

（近隣共同緑地計画）

第十八条 住民は、規則で定める面積以上の区域を定め、その区域内の所有し、又は管理する土地について、共同して、植樹等の緑地の造成に関する計画（以下「近隣共同緑地計画」という。）を作成して、知事に提出し、その認定を受けることができる。

2 知事は、前項の近隣共同緑地計画がこの条例の目的に適合し、かつ、その目的となつている土地の利用を不当に制限するものでないときは、当該近隣共同緑地計画を認定し、その旨を公表しなければならない。

3 近隣共同緑地計画を作成した住民は、当該近隣共同緑地計画の定めるところに従つて、緑地の造成を図らなければならない。

4 知事は、近隣共同緑地計画に定めるところに従つて緑地の造成を図る住民に対して、技術的指導その他必要な措置をとらなければならない。

5 第一項及び第二項の規定は、近隣共同緑地計画の廃止及び変更について準用する。

（みどりの日）

第十九条 県は、県民が自然環境の保護と創出について認識をあらたにする日として、みど

りの日を定める。

2 みどりの日は、四月八日とする。

(自然保護推進員)

第二十条 県は、県民が自ら自然環境の保護と創出を推進するため自然保護推進員に関する制度を設けるものとする。

(土地の買取り)

第二十一条 県は、自然環境の保護と創出のために特に確保する必要があると認められる土地があるときは、その土地を買い取るよう努めるものとする。

#### 第四章 自然環境保全地域

(指定)

第二十二条 知事は、自然環境保全法第四十五条第一項の規定により、次の各号のいずれかに該当するものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

二 すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）

三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域

四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域

五 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

2 知事は、自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び宮崎県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合においては、次条第一項に規定する自然環境保全地域に関する保全計画の案についても、あわせて、その意見を聴かなければならない。

3 知事は、自然環境保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から二週間公衆の縦覧に供しなければ

ならない。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができらる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該自然環境保全地域の指定に関し広く意見をきく必要があると認めたときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、自然環境保全地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならぬ。

7 自然環境保全地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

8 第二項前段、第六項及び前項の規定は自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第二項後段及び第三項から第五項までの規定は自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地域に関する保全計画の決定)

第二十三条 自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。)は、知事が決定する。

2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)の指定に関する事項

三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項

四 当該地域における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公表しなければならぬ。

4 前条第二項前段及び前項の規定は自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、前条第三項から第五項までの規定は自然環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更(第二項第二号又は第三号に掲げる事項に係る変更に限る。)について、それぞれ準用する。

(自然環境保全地域に関する保全事業の執行)

第二十四条 自然環境保全地域に関する保全事業（自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保全のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。）は、県が執行する。

2 市町村は、自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行することができる。

3 県は、前項の規定により自然環境保全地域に関する保全事業の一部を執行する市町村に對して、予算の範囲内において、その自然環境保全地域に関する保全事業の執行に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

（特別地区）

第二十五条 知事は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2 第二十二条第六項及び第七項の規定は、特別地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 知事は、特別地区を指定し、又はその区域を拡張するときは、あわせて、当該自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内において次項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採（第十項各号に掲げる行為に該当するものを除く。）の方法及びその限度を指定するものとする。自然環境保全地域に関する保全計画で当該特別地区に係るものの変更（第二十三条第二項第三号に掲げる事項に係る変更以外の変更を除く。）をするときも、同様とする。

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの又は第六号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

- 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 六 木竹を伐採すること。
- 七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
- 八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 五 前項の許可には、当該特別地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。
- 六 知事は、第四項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。
- 七 特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として第四項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、知事にその旨を届け出なければならぬ。
- 八 特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地区内において第四項第一号から第六号までに掲げる行為に着手し、又は同項第七号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して六月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 九 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について知事に届け出たときは、第四項の許可を受けたものとみなす。
- 十 次に掲げる行為については、第四項及び第七項の規定は、適用しない。
  - 一 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
  - 二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(野生動植物保護地区)

第二十六条 知事は、特別地区内における特定の野生動植物の保護のために特に必要がある



と認めるときは、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、当該保護すべき野生動植物の種類ごとに、野生動植物保護地区を指定することができる。

2 第二十二条第六項及び第七項の規定は、野生動植物保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前条第四項の許可を受けた行為（同項に掲げる行為で、国の機関又は地方公共団体が知事に協議したものを含む。）を行うためにする場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行うためにする場合

三 自然環境保全地域に関する保全事業を執行するためにする場合

四 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものを行うためにする場合

六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合

4 前項第六号の許可には、当該野生動植物保護地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

（普通地区）

第二十七条 自然環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

- 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること。
  - 五 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
  - 3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
  - 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
  - 5 知事は、当該自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
  - 6 次に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。
    - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
    - 二 自然環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
    - 三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
    - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
    - 五 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
- (中止命令等)
- 第二十八条 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項若しくは第二十六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規

定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員のうちから自然保護取締員を命じ、前項に規定する権限の一部を行なわせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
(報告及び検査等)

第二十八条の二 知事は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第二十七条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文若しくは第二十七条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
(実地調査)

第二十八条の三 知事は、自然環境保全地域の指定若しくはその区域の拡張、自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下同じ。）及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

## 第五章 緑地環境保全地域及び緑地保全樹木

### (緑地環境保全地域の指定)

第二十九条 知事は、自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するものうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境の保護と創出を図ることが特に必要なものを緑地環境保全地域として指定することができる。

- 一 都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な樹林地、池沼、丘陵、河川又は海岸の区域
- 二 その地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域

2 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二条第一号に規定する自然公園の区域（以下「自然公園区域」という。）及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）は、緑地環境保全地域に含まれないものとする。

3 第二十二條第二項の規定は緑地環境保全地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、同条第三項から第五項までの規定は緑地環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

### (緑地環境保全地域に関する保全計画の決定)

第三十条 緑地環境保全地域に関する保全計画（緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出を図るための規制又は施設に関する計画をいう。以下同じ。）は、知事が決定する。

2 緑地環境保全地域に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保護と創出に関する基本的な事項

- 二 当該地域における自然環境の保護と創出のための規制に関する事項

- 三 当該地域における自然環境の保護と創出のための施設に関する事項

3 知事は、緑地環境保全地域に関する保全計画を決定したときは、その概要を公表しなければならない。

4 第二十二條第二項前段及び前項の規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更について、同条第三項から第五項までの規定は緑地環境保全地域に関する保全計画の決定及び変更（第二項第二号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用

する。

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行)

第三十一条 緑地環境保全地域に関する保全事業(緑地環境保全地域に関する保全計画に基づいて執行する事業であつて、当該地域における自然環境の保護と創出のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。以下同じ。)は、県が執行する。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、緑地環境保全地域に関する保全事業について準用する。

(緑地環境保全地域における行為の規制等)

第三十二条 緑地環境保全地域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四条第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

一 その規模が規則で定める基準をこえる建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む)。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 木竹を伐採すること。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保護と創出のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 知事は、当該緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。
- 6 次に掲げる行為については、第一項から第三項までの規定は、適用しない。
  - 一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
  - 二 緑地環境保全地域に関する保全事業の執行として行う行為
  - 三 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出のために支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、緑地環境保全地域における自然環境の保護と創出のために支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
  - 五 緑地環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
- 7 第二十八条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十八条の二の規定は当該区域内における行為に関する報告、立入検査及び立入調査について、第二十八条の三の規定は緑地環境保全地域に関する実地調査について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項若しくは第二十六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、第二十八条の二第一項中「第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第二十七条第二項」とあるのは「第三十二条第二項」と、「第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文若しくは第二十七条第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

(緑地保全樹木の指定)

第三十三条 知事は、由緒由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木で、その区域における良好な自然環境を維持するために必要と認められる樹木(以下「緑地保全樹木」という。)を規則で定めるところにより指定することができる。

2 第二十二條第二項前段の規定は緑地保全樹木の指定及び解除について、同条第二項から第五項までの規定は緑地保全樹木の指定について、それぞれ準用する。

(緑地保全樹木に係る行為の規制等)

第三十四条 緑地保全樹木を伐採し、又は移植しようとする者は、知事に対し、規則で定め

るところにより、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、緑地保全樹木の保護のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該緑地保全樹木の保護のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

5 知事は、当該区域における良好な自然環境の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

6 第二十八条の規定は緑地保全樹木に係る行為に対する命令について、第二十八条の二の規定は緑地保全樹木に係る行為に関する報告、立入検査及び立入調査について、第二十八条の三の規定は緑地保全樹木に関する実地調査について、それぞれ準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項若しくは第二十六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者、前条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「同項各号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と第二十八条の二第一項中「第二十五条第四項若しくは第二十六条第三項第六号の許可を受けた者若しくは第二十七条第二項」とあるのは「第三十四条第二項」と、「第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文若しくは第二十七条第一項各号」とあるのは「同条第一項」と読み替えるものとする。

## 第六章 大規模開発行為等

### (大規模開発行為の届出)

第三十五条 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地

域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、自然公園区域及び都市計画区域に含まれない区域内において、宅地の造成、ゴルフ場の建設その他規則で定める開発行為であつて、その規模が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、その行為に着手しようとする日の三十日（その行為が法令に基づく許可、認可等を必要とする場合にあつては、当該許可、認可等の申請をしようとする日）前までに、知事にその旨を届け出なければならない。

（助言又は勧告）

第三十六條 知事は、前条の規定による届出があつた場合において、自然環境の保護と創出のために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（色彩についての配慮）

第三十七條 県は、その設置し、又は管理する公共施設の色彩について、その地域の自然環境をそこなうことのないよう配慮しなければならない。

2 事業者及び県民は、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築する場合は、屋根、壁面、塀その他これに類するものの色彩について、その地域の自然環境をそこなうことのないよう配慮しなければならない。

## 第七章 雑則

第三十八條及び第三十九條 削除

（標識の設置等）

第四十條 知事は、自然環境保全地域、特別地区、野生動植物保護地区、緑地環境保全地域又は緑地保全樹木を指定したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設置された標識を汚損し、若しくは損壊し、又は知事の承認を得ないで移転し、若しくは除去してはならない。

（損失の補償）

第四十一條 県は、第二十五條第四項若しくは第二十六條第三項第六号の許可を得ることができないため、第二十五條第五項若しくは第二十六條第四項の規定により条件を付せられたため、若しくは第二十七條第二項、第三十二條第二項若しくは第三十四條第二項の規定



による処分を受けたため損失を受け、又は第二十八条の三第一項（第三十二条第七項及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

（配慮）

第四十二条 知事は、自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び緑地保全樹木に関する規定の適用に当たつては、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

（委任）

第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 罰則

第四十四条 第二十八条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条第四項又は第二十六条第三項の規定に違反した者

二 第二十五条第五項又は第二十六条第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第四十六条 第二十七条第二項の規定による処分に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十七条第四項の規定に違反した者

三 第二十八条の二第一項（第三十二条第七項及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十八条の三第五項（第三十二条第七項及び第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、第二十八条の三第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

五 第三十二条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第三十二条第二項又は第三十四条第二項の規定による処分違反した者

七 第三十二条第四項又は第三十四条第四項の規定に違反した者

八 第三十二条第七項又は第三十四条第六項において準用する第二十八条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

九 第四十条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識の設置を拒み、又は妨げた者

十 第四十条第三項の規定に違反して、標識を汚損し、若しくは損壊し、又は知事の承認を得ないで移転し、若しくは除去した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和四十八年四月規則第二十二号で、前文、第一章、第二章、第十九条及び第二十条並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、同四十八年四月十二日から施行、昭和四十八年六月規則第三十三号で、第三十五条、第三十六条、第四十三条、第四十六条第一号（第三十五条に係る部分に限る。）及び第四十七条の規定は、同四十八年六月十一日から施行、昭和四十八年九月規則第四十七号で、第三章（第十九条及び第二十条の規定を除く。）、第四章、第五章、第六章（第三十五条及び第三十六条の規定を除く。）、第七章（第四十三条の規定を除く。）及び第八章（第四十六条第一号（第三十五条に係る部分に限る。）及び第四十七条の規定を除く。）の規定は、同四十八年九月二十五日から施行）

（宮崎県立自然公園条例の一部改正）

2 宮崎県立自然公園条例（昭和三十六年宮崎県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条から第七条までを次のように改める。

第三条から第七条まで 削除

第八条第一項中「審議会」を「宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

（宮崎県沿道修景美化条例の一部改正）

3 宮崎県沿道修景美化条例（昭和四十四年宮崎県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 沿道修景美化審議会（第四条―第八条）」を「第二章 削除」に改める。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第八条まで 削除

第九条第一項中「審議会」を「宮崎県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

附 則（昭和四十九年四月一日条例第十八号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月八日条例第七号）

この条例は、平成三年五月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十日条例第五号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日条例第八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月三十日条例第一号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十四日条例第四十四号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月二十六日条例第四号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。